

(注) アンダーラインを付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">電子申告・納税等開始（変更等）届出書の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、国税電子申告・納税システム（以下「e-Tax」といいます。）により申告、申請・届出及び納税手続を行おうとする場合に提出するものです。 (注) 暗証番号の忘失等により、再発行を受ける場合にも届出が必要になります。</p> <p>2 この届出書は、個人の方は所得税（源泉徴収に係る所得税を除く。）の納税地、法人は法人税の納税地（法人の支店等は各税法に規定する納税地）を所轄する税務署長に提出してください。 (注) 1 税務署ではこの届出書に基づいて、e-Tax を利用するために必要な次の番号等を通知します。 (1) 「申告・納税等手続」を行う場合 利用者識別番号及び暗証番号 (2) 「特定納税専用手続」を行う場合 利用者識別番号、納税用確認番号及び納税用カナ氏名（名称） 2 e-Tax のご利用に当たっては、「国税電子申告・納税システムの利用規約」（e-Tax ホームページ「http://www.e-tax.nta.go.jp」に掲載されています。）を必ずお読みください。 3 新たに開業又は法人を設立した場合等においては、個人事業の開業等届出書、法人設立届出書、消費税の新設法人に該当する旨の届出書、給与支払事務所等の開設届出書、収益事業開始届出書、外国普通法人となった旨の届出書及び営業等開始申告書等を別途提出していただく必要があります。 また、この届出書の提出に伴って、青色申告の承認申請書、源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書等の提出期限が延長されることはありませんので、ご注意ください。 4 e-Tax を利用するためには、利用者識別番号及び暗証番号等の交付を受ける必要があり、利用者識別番号等の交付を受けた後に利用可能となります。</p> <p>3 各欄は、次により記載してください。 (1) 個人の方の場合、「納税地」欄の該当する口に✓を付してください。 (2) 法人の場合、「納税地」欄には、本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。 なお、納税地が本店又は主たる事務所の所在地と異なるときは、この届出の対象となる所在地を記載してください。 (注) 納税地がマンション（アパート）等の場合には、マンション名、部屋番号等を併せて記載してください。 (記載例) ○○町×丁目□番△号 ○○マンション××号室 (3) 法人の支店等の場合、「本店又は主たる事務所名称」欄に本店等の名称を記載してください。 なお、「法人等の名称」欄と同一の場合には記載は不要です。 (4) 法人の支店等の場合、「本店又は主たる事務所の所在地」欄に本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。 なお、「納税地」欄と同一の場合には記載は不要です。 (5) 「届出の内容」欄は該当する口に✓を付してください。 (6) 「参考事項」欄は、次の事項について記載してください。 イ 暗証番号等の再発行又は納税用確認番号等の再発行を受ける場合にはその理由 ロ 税務代理による利用を行う弁護士（弁護士法人を含む。）等である場合には、「税務代理による利用」 ハ その他連絡先等の参考となる事項</p> <p>4 その他 (1) e-Tax をご利用になり、申告をされた方には、翌年分の申告書等の用紙は送付されません。 (2) 「税務署整理欄」には、記載しないでください。</p>	<p style="text-align: center;">電子申告・納税等開始（変更等）届出書の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、国税電子申告・納税システム（以下「e-Tax」といいます。）により申告、申請・届出及び納税手続を行おうとする場合に提出するものです。 (注) 暗証番号の<u>変更期限が経過したこと</u>等により、再発行を受ける場合にも届出が必要になります。</p> <p>2 この届出書は、個人の方は所得税（源泉徴収に係る所得税を除く。）の納税地、法人は法人税の納税地（法人の支店等は各税法に規定する納税地）を所轄する税務署長に提出してください。 (注) 1 税務署ではこの届出書に基づいて、e-Tax を利用するために必要な次の番号等を通知します。 (1) 「申告・納税等手続」を行う場合 利用者識別番号、<u>暗証番号及び登録期限など</u> (2) 「特定納税専用手続」を行う場合 利用者識別番号、納税用確認番号及び納税用カナ氏名（名称） 2 e-Tax のご利用に当たっては、「<u>国税電子申告・納税システムの利用に関する定め</u>」及び「国税電子申告・納税システムの利用規約」（e-Tax ホームページ「http://www.e-tax.nta.go.jp」に掲載されています。）を必ずお読みください。 3 新たに開業又は法人を設立した場合等においては、個人事業の開業等届出書、法人設立届出書、消費税の新設法人に該当する旨の届出書、給与支払事務所等の開設届出書、収益事業開始届出書、外国普通法人となった旨の届出書及び営業等開始申告書等を別途提出していただく必要があります。 また、この届出書の提出に伴って、青色申告の承認申請書、源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書等の提出期限が延長されることはありませんので、ご注意ください。 4 e-Tax を利用するためには、利用者識別番号及び暗証番号等の交付を受ける必要があり、利用者識別番号等の交付を受けた後に利用可能となります。</p> <p>3 各欄は、次により記載してください。 (1) 個人の方の場合、「納税地」欄の該当する口に✓を付してください。 (2) 法人の場合、「納税地」欄には、本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。 なお、納税地が本店又は主たる事務所の所在地と異なるときは、この届出の対象となる所在地を記載してください。 (注) 納税地がマンション（アパート）等の場合には、マンション名、部屋番号等を併せて記載してください。 (記載例) ○○町×丁目□番△号 ○○マンション××号室 (3) 法人の支店等の場合、「本店又は主たる事務所名称」欄に本店等の名称を記載してください。 なお、「法人等の名称」欄と同一の場合には記載は不要です。 (4) 法人の支店等の場合、「本店又は主たる事務所の所在地」欄に本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。 なお、「納税地」欄と同一の場合には記載は不要です。 (5) 「届出の内容」欄は該当する口に✓を付してください。 (6) 「参考事項」欄は、次の事項について記載してください。 イ 暗証番号等の再発行又は納税用確認番号等の再発行を受ける場合にはその理由 ロ 税務代理による利用を行う弁護士（弁護士法人を含む。）等である場合には、「税務代理による利用」 ハ <u>設立登記が完了している新設法人が、「オンライン登記情報提供制度」（http://www.touki.or.jp）を利用して法人設立届出書の提出前に、この届出書を提出する場合は、当該「参考事項」欄にその旨を明示し、照会番号（発行日の翌日から3ヶ月以内のものに限る。）、発行年月日及び事業年度がわかるように記載してください。</u> (記載例) オンライン登記情報提供制度利用 照会番号「1234567890」 発行年月日「平成16年3月22日」 事業年度「(自)4月1日(至)3月31日」 税務署では、当該照会番号に基づき登記内容を確認の上、e-Tax を利用するために必要な番号等を通知します。 その後、e-Tax を利用して法人設立届出書をオンラインで提出願います（その他の添付書類については、別途提出していただく必要があります。）。</p> <p>三 その他連絡先等の参考となる事項</p> <p>4 その他 (1) e-Tax をご利用になり、申告をされた方には、翌年分の申告書等の用紙は送付されません。 (2) 「税務署整理欄」には、記載しないでください。</p>

改正後

改正前

(税務代理用)

平成 年 月 日

様

税務署長

税務署
電話番号

電子申告・納税等に係る利用者識別番号等の通知書

平成 年 月 日付で提出された電子申告・納税等開始(変更等)届出書に基づき、国税電子申告・納税システムを利用するために必要な利用者識別番号と暗証番号について、次のとおりお知らせします。

利用者識別番号 (16けた：半角数字)				
暗証番号 (8けた：半角英大文字・半角数字)				

※ 国税電子申告・納税システムをご利用いただくためには、お知らせした暗証番号から任意の暗証番号(8けた以上：半角英数小文字)へ変更し、納税用確認番号及び片仮名表記による氏名・名称を登録していただく必要があります。

また、ご本人が国税電子申告・納税システムを利用して申告・納税等を行う場合には、一部の手続を除き、ご利用になる前までに電子証明書を登録していただく必要があります。

お知らせした利用者識別番号と変更された暗証番号により、国税電子申告・納税システムを利用して依頼者の申告等を代理することができます。

- お知らせした利用者識別番号及び変更された暗証番号並びに納税用確認番号は、国税電子申告・納税システムを利用する際に必要なものですので、適切な管理をお願いします。
- 国税電子申告・納税システムの利用方法や送信可能時間・推奨環境等の最新の情報については、e-Taxホームページ (<http://www.e-tax.nta.go.jp>) をご覧ください。
- ◎ この文書による行政指導の責任者は、税務署長です。

(新設)

改正後

改正前

(税務代理以外用)

平成 年 月 日

様

税務署長

税務署
電話番号

電子申告・納税等に係る利用者識別番号等の通知書

平成 年 月 日付で提出された電子申告・納税等開始(変更等)届出書に基づき、国税電子申告・納税システムを利用するために必要な利用者識別番号と暗証番号について、次のとおりお知らせします。

利用者識別番号 (16けた：半角数字)				
暗証番号 (8けた：半角英大文字・半角数字)				

※ 国税電子申告・納税システムをご利用いただくためには、お知らせした暗証番号から任意の暗証番号(8けた以上：半角英数小文字)へ変更し、納税用確認番号及び片仮名表記による氏名・名称を登録していただく必要があります。

また、ご本人が国税電子申告・納税システムを利用して申告・納税等を行う場合には、一部の手続を除き、ご利用になる前までに電子証明書を登録していただく必要があります。

- お知らせした利用者識別番号及び変更された暗証番号並びに納税用確認番号は、国税電子申告・納税システムを利用する際に必要なものですので、適切な管理をお願いします。
- 国税電子申告・納税システムの利用方法や送信可能時間・推奨環境等の最新の情報については、e-Taxホームページ (<http://www.e-tax.nta.go.jp>) をご覧ください。
- ◎ この文書による行政指導の責任者は、税務署長です。

(新設)

改正後

改正前

電子申告・納税等に係る利用者識別番号等の通知書

(新設)

1 使用目的

「電子申告・納税等に係る利用者識別番号等の通知書」は国税電子申告・納税システムの申告・納税等手続の利用者に対する利用者識別番号及び暗証番号等の通知書として使用する。

2 主な出力項目の内容

項目	内 容																	
一連番号等	<p>発送元区分、補完区分、利用区分、一連番号、発送区分、局番番号及び整理番号を次の形式で左上部へ印字する。</p> <p>○○-○○○○○○○-○-○○○○○-○○○○○○○</p> <p>→ 1けた目：発送元区分、2けた目：補完区分</p> <p>→ 1けた目：利用区分、2～6けた目：一連番号</p> <p>→ 発送区分</p> <p>→ 局番番号</p> <p>→ 整理番号</p> <p>(注) 1 発送元区分・・・開始に係るものは「1」、変更等に係るものは「2」 2 補完区分・・・補完を要するものは「1」、要しないものは「2」 3 利用区分・・・申告・納税等の利用は「1」、特定納税専用の利用は「2」 4 一連番号・・・① 開始に係るもの 同一の補完区分及び利用区分内の通番 ② 変更等に係るもの 事務年度内の通番 5 発送区分・・・電子申告・納税等開始(変更等)届出書の届出内容に応じて以下のとおり印字する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発送区分</th> <th>届 出 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0</td> <td>開始</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>暗証番号再発行</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>特定納税専用手続→申告・納税等手続</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>申告・納税等手続→特定納税専用手続</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>納税用確認番号再発行</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>税務代理による利用の開始</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>電子証明書の更新等</td> </tr> </tbody> </table>		発送区分	届 出 内 容	0	開始	1	暗証番号再発行	2	特定納税専用手続→申告・納税等手続	3	申告・納税等手続→特定納税専用手続	4	納税用確認番号再発行	5	税務代理による利用の開始	9	電子証明書の更新等
発送区分	届 出 内 容																	
0	開始																	
1	暗証番号再発行																	
2	特定納税専用手続→申告・納税等手続																	
3	申告・納税等手続→特定納税専用手続																	
4	納税用確認番号再発行																	
5	税務代理による利用の開始																	
9	電子証明書の更新等																	
納税地	個人 納税地(納税地外事業所を有する者の場合には住所地)を漢字又はカタカナで印字する。	(注) 補完表示を要する場合には、補完表示を要する項目は印字しない。																
	法人 納税地(連絡先がある場合は連絡先)を漢字で印字する。																	
氏名	個人 氏名を漢字又はカタカナで印字する。																	
法人名及び代表者氏名	法人 法人の名称並びに代表者の役職及び氏名を漢字で印字する。																	
届出書提出年月日	電子申告・納税等開始(変更等)届出書の収受年月日を印字する。																	
利用者識別番号	利用者識別番号を印字する。																	
* 暗証番号	暗証番号を印字する。																	
税理士業務に関する教示	税理士等に係るものについては以下の内容を印字する。 「お知らせした利用者識別番号と変更された暗証番号により、国税電子申告・納税システムを利用して依頼者の申告等を代理することができます。」																	

(注) 1 「納税地」、「氏名」及び「法人名及び代表者氏名」以外の項目は、個人と法人で共通の項目である。
 2 項目名の左欄外に「*」を付しているものは、発送区分が「5」及び「9」の場合には印字されない項目である。

改正後

改正前

平成 年 月 日

様

税務署長

税務署
電話番号

特定納税専用手続に係る利用者識別番号等の通知書

平成 年 月 日付で提出された電子申告・納税等開始（変更等）届出書に基づき、特定納税専用手続のための利用者識別番号（納付番号）を次のとおりお知らせします。

併せて、金融機関の提供する税金・各種料金の払込みサービス（ペイジー）を利用するために必要な納税用確認番号（確認番号）とペイジーにおいて表示される納税用カナ氏名（片仮名表記による氏名）を次のとおりお知らせします。

利用者識別番号 (16けた：半角数字)				
納税用確認番号 (6けた：半角数字)				
納税用カナ氏名				

なお、特定納税専用手続により納付できる税目は、 のみに限られますので、
ご注意ください。

- お知らせした利用者識別番号及び納税用確認番号は、特定納税専用手続により納税を行う際に必要なものですので、適切な管理をお願いします。
- 特定納税専用手続の利用方法が分からない場合には、e-Taxホームページ（<http://www.e-tax.nta.go.jp>）をご覧ください。
- ◎ この文書による行政指導の責任者は、税務署長です。

(新設)

改正後

改正前

特定納税専用手続きに係る利用者識別番号等の通知書

(新設)

1 使用目的

「特定納税専用手続きに係る利用者識別番号等の通知書」は国税電子申告・納税システムの特定納税専用手続きの利用者に対する利用者識別番号及び納税用確認番号等の通知書として使用する。

2 主な出力項目の内容

項目	内 容																	
一連番号等	<p>發送元区分、補完区分、利用区分、一連番号、發送区分、局署番号及び整理番号を次の形式で左上部へ印字する。</p> <p>○○-○○○○○○○-○-○○○○○-○○○○○○○○○</p> <p>○ → 局署番号 ○ → 發送区分 ○ → 1けた目：利用区分、2～6けた目：一連番号 ○ → 1けた目：發送元区分、2けた目：補完区分</p> <p>(注) 1 發送元区分・・・開始に係るものは「1」、変更等に係るものは「2」 2 補完区分・・・補完を要するものは「1」、要しないものは「2」 3 利用区分・・・申告・納税等の利用は「1」、特定納税専用の利用は「2」 4 一連番号・・・① 開始に係るもの 同一の補完区分及び利用区分内の通番 ② 変更等に係るもの 事務年度内の通番 5 發送区分・・・電子申告・納税等開始(変更等)届出書の届出内容に応じて以下のとおり印字する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>發送区分</th> <th>届 出 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0</td> <td>開始</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>暗証番号再発行</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>特定納税専用手続き→申告・納税等手続き</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>申告・納税等手続き→特定納税専用手続き</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>納税用確認番号再発行</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>税務代理による利用の開始</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>電子証明書の更新等</td> </tr> </tbody> </table>		發送区分	届 出 内 容	0	開始	1	暗証番号再発行	2	特定納税専用手続き→申告・納税等手続き	3	申告・納税等手続き→特定納税専用手続き	4	納税用確認番号再発行	5	税務代理による利用の開始	9	電子証明書の更新等
發送区分	届 出 内 容																	
0	開始																	
1	暗証番号再発行																	
2	特定納税専用手続き→申告・納税等手続き																	
3	申告・納税等手続き→特定納税専用手続き																	
4	納税用確認番号再発行																	
5	税務代理による利用の開始																	
9	電子証明書の更新等																	
納税地	個人 法人	納税地(納税地外事業所を有する者の場合には住所地)を漢字又はカタカナで印字する。 納税地(連絡先がある場合は連絡先)を漢字で印字する。																
氏名	個人	氏名を漢字又はカタカナで印字する。																
法人名及び代表者氏名	法人	法人の名称並びに代表者の役職及び氏名を漢字で印字する。																
届出書提出年月日	電子申告・納税等開始(変更等)届出書の收受年月日を印字する。																	
利用者識別番号	利用者識別番号を印字する。																	
納税用確認番号	納税用確認番号を印字する。																	
納税用カナ	個人	氏名をカタカナで印字する。																
氏名	法人	法人の名称をカタカナで印字する。																
納付できる	個人	申告所得税並びに消費税及び地方消費税																
税目	法人	法人税並びに消費税及び地方消費税																

(注) 「納税地」、「氏名」、「法人名及び代表者氏名」、「納税用カナ氏名」及び「納付できる税目」以外の項目は、個人と法人で共通の項目である。

改正後

改正前

(削除)

(税務代理用)

平成 年 月 日

様

税務署長

税務署
電話番号

電子申告・納税等に係る利用者識別番号等の通知書

平成 年 月 日付で提出された電子申告・納税等開始（変更等）届出書に基づき、国税電子申告・納税システムを利用するために必要な利用者識別番号と暗証番号について、次のとおりお知らせします。

利用者識別番号（16けた）	
暗証番号（13けた）	

※ 国税電子申告・納税システムをご利用いただくためには、平成 年 月 日までにお知らせした暗証番号を変更し、納税用確認番号及び片仮名表記による氏名・名称を登録していただく必要があります。
また、国税電子申告・納税システムを利用して申告・納税等を行う際に使用する電子証明書は、ご利用になる前までに登録していただく必要があります（電子申告・納税等開始（変更等）届出書を提出された日から2年を過ぎますと登録ができなくなりますので早めの登録をお願いします。）。
(注) これらの期日までに、暗証番号の変更や電子証明書の登録が行われなかった場合、改めて電子申告・納税等開始（変更等）届出書を提出していただくこととなりますので、ご注意ください。

お知らせした利用者識別番号と変更された暗証番号により、国税電子申告・納税システムを利用して依頼者の申告等を代理することができます。

- お知らせした利用者識別番号及び変更された暗証番号並びに納税用確認番号は、国税電子申告・納税システムを利用する際に必要なものですので、適切な管理をお願いします。
- 国税電子申告・納税システムの利用方法がわからない場合についてのお問い合わせは、「ヘルプデスク」をご利用ください。

電話番号 0570-015901（市内通話料金でご利用いただけます。）

◎ この文書による行政指導の責任者は、表記の税務署長です。

改正後

改正前

(削除)

(税務代理以外用)

平成 年 月 日

様

税務署長

税務署
電話番号

電子申告・納税等に係る利用者識別番号等の通知書

平成 年 月 日付で提出された電子申告・納税等開始（変更等）届出書に基づき、国税電子申告・納税システムを利用するために必要な利用者識別番号と暗証番号について、次のとおりお知らせします。

利用者識別番号（16けた）	
暗証番号（13けた）	

※ 国税電子申告・納税システムをご利用いただくためには、平成 年 月 日までにお知らせした暗証番号を変更し、納税用確認番号及び片仮名表記による氏名・名称を登録していただく必要があります。

また、国税電子申告・納税システムを利用して申告・納税等を行う際に使用する電子証明書は、ご利用になる前までに登録していただく必要があります（電子申告・納税等開始（変更等）届出書を提出された日から2年を過ぎますと登録ができなくなりますので早めの登録をお願いします。）。

(注) これらの期日までに、暗証番号の変更や電子証明書の登録が行われなかった場合、改めて電子申告・納税等開始（変更等）届出書を提出していただくこととなりますので、ご注意ください。

- お知らせした利用者識別番号及び変更された暗証番号並びに納税用確認番号は、国税電子申告・納税システムを利用する際に必要なものですので、適切な管理をお願いします。
- 国税電子申告・納税システムの利用方法がわからない場合についてのお問い合わせは、「ヘルプデスク」をご利用ください。

電話番号 0570-015901（市内通話料金でご利用いただけます。）

- ◎ この文書による行政指導の責任者は、表記の税務署長です。

(削除)

電子申告・納税等に係る利用者識別番号等の通知書

1 使用目的

「電子申告・納税等に係る利用者識別番号等の通知書」は国税電子申告・納税システムの申告・納税等手続の利用者に対する利用者識別番号及び暗証番号等の通知書として使用する。

2 主な出力項目の内容

項目	内 容																			
一連番号等	発送元区分、補完区分、利用区分、一連番号、発送区分、局署番号及び整理番号を次の形式で左上部へ印字する。 																			
	(注) 1 発送元区分・・・開始に係るものは「1」、変更等に係るものは「2」 2 補完区分・・・補完を要するものは「1」、要しないものは「2」 3 利用区分・・・申告・納税等の利用は「1」、特定納税専用の利用は「2」 4 一連番号・・・① 開始に係るもの 同一の補完区分及び利用区分内の通番 ② 変更等に係るもの 事務年度内の通番 5 発送区分・・・電子申告・納税等開始(変更等)届出書の届出内容に応じて以下のとおり印字する。																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>発送区分</th> <th>届 出 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0</td> <td>開始</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>暗証番号再発行</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>特定納税専用手続→申告・納税等手続</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>申告・納税等手続→特定納税専用手続</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>納税用確認番号再発行</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>税務代理による利用の開始</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>税務代理による利用の取りやめ</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>電子証明書の更新等</td> </tr> </tbody> </table>		発送区分	届 出 内 容	0	開始	1	暗証番号再発行	2	特定納税専用手続→申告・納税等手続	3	申告・納税等手続→特定納税専用手続	4	納税用確認番号再発行	5	税務代理による利用の開始	6	税務代理による利用の取りやめ	9	電子証明書の更新等
発送区分	届 出 内 容																			
0	開始																			
1	暗証番号再発行																			
2	特定納税専用手続→申告・納税等手続																			
3	申告・納税等手続→特定納税専用手続																			
4	納税用確認番号再発行																			
5	税務代理による利用の開始																			
6	税務代理による利用の取りやめ																			
9	電子証明書の更新等																			
納税地(住所地)	納税地(納税地外事業所を有する者の場合には住所 地)を漢字又はカタカナで印字する。	(注) 補完表示を要する場合には、補完表示を要する項目は印字しない。																		
氏名	氏名を漢字又はカタカナで印字する。																			
届出書提出年月日	電子申告・納税等開始(変更等)届出書の收受年月日を印字する。																			
利用者識別番号	利用者識別番号を印字する。																			
* 暗証番号	暗証番号を印字する。																			
暗証番号有効期限	暗証番号の有効期限を印字する。																			
税理士業務に関する教示	税理士等に係るものについては以下の内容を印字する。 「お知らせした利用者識別番号と変更された暗証番号により、国税電子申告・納税システムを利用して依頼者の申告等を代理することができます。」																			

(注) 項目名の左欄外に「*」を付しているものは、発送区分が「9」の場合には印字されない項目である。

改正後

改正前

(削除)

平成 年 月 日

様

税務署長

税務署
電話番号

特定納税専用手続に係る利用者識別番号等の通知書

平成 年 月 日付で提出された電子申告・納税等開始(変更等)届出書に基づき、特定納税専用手続のための利用者識別番号(納付番号)を次のとおりお知らせします。

併せて、金融機関の提供する税金・各種料金の払込みサービス(ペイジー)を利用するために必要な納税用確認番号(確認番号)とペイジーにおいて表示される納税用カナ氏名(片仮名表記による氏名)を次のとおりお知らせします。

利用者識別番号(16けた)	
納税用確認番号(6けた)	
納税用カナ氏名	

なお、特定納税専用手続により納付できる税目は、申告所得税並びに消費税及び地方消費税のみに限られますので、ご注意ください。

- お知らせした利用者識別番号及び納税用確認番号は、特定納税専用手続により納税を行う際に必要なものですので、適切な管理をお願いします。
- 特定納税専用手続の利用方法がわからない場合についてのお問い合わせは、「ヘルプデスク」をご利用ください。

電話番号 0570-015901 (市内通話料金でご利用いただけます。)

◎ この文書による行政指導の責任者は、表記の税務署長です。

改正後

改正前

(削除)

特定納税専用手続に係る利用者識別番号等の通知書

1 使用目的

「特定納税専用手続に係る利用者識別番号等の通知書」は国税電子申告・納税システムの特定納税専用手続の利用者に対する利用者識別番号及び納税用確認番号等の通知書として使用する。

2 主な出力項目の内容

項目	内 容																			
一連番号等	<p>発送元区分、補完区分、利用区分、一連番号、発送区分、局署番号及び整理番号を次の形式で左上部へ印字する。</p> <p>○○-○○○○○○-○-○○○○○-○○○○○○○</p> <p>→ 1けた目：発送元区分、2けた目：補完区分 → 1けた目：利用区分、2～6けた目：一連番号 → 局署番号 → 整理番号</p> <p>(注) 1 発送元区分・・・開始に係るものは「1」、変更等に係るものは「2」 2 補完区分・・・補完を要するものは「1」、要しないものは「2」 3 利用区分・・・申告・納税等の利用は「1」、特定納税専用利用は「2」 4 一連番号・・・① 開始に係るもの 同一の補完区分及び利用区分内の通番 ② 変更等に係るもの 事務年度内の通番 5 発送区分・・・電子申告・納税等開始（変更等）届出書の届出内容に応じて以下のとおり印字する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発送区分</th> <th>届 出 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0</td> <td>開始</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>暗証番号再発行</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>特定納税専用手続→申告・納税等手続</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>申告・納税等手続→特定納税専用手続</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>納税用確認番号再発行</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>税務代理による利用の開始</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>税務代理による利用の取りやめ</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>電子証明書の更新等</td> </tr> </tbody> </table>		発送区分	届 出 内 容	0	開始	1	暗証番号再発行	2	特定納税専用手続→申告・納税等手続	3	申告・納税等手続→特定納税専用手続	4	納税用確認番号再発行	5	税務代理による利用の開始	6	税務代理による利用の取りやめ	9	電子証明書の更新等
発送区分	届 出 内 容																			
0	開始																			
1	暗証番号再発行																			
2	特定納税専用手続→申告・納税等手続																			
3	申告・納税等手続→特定納税専用手続																			
4	納税用確認番号再発行																			
5	税務代理による利用の開始																			
6	税務代理による利用の取りやめ																			
9	電子証明書の更新等																			
納税地（住所地）	納税地（納税地外事業所を有する者には住所地）を漢字又はカタカナで印字する。	（注）補完表示を要する場合には、補完表示を要する項目は印字しない。																		
氏名	氏名を漢字又はカタカナで印字する。																			
届出書提出年月日	電子申告・納税等開始（変更等）届出書の收受年月日を印字する。																			
利用者識別番号	利用者識別番号を印字する。																			
納税用確認番号	納税用確認番号を印字する。																			
納税用カナ氏名	氏名をカタカナで印字する。																			

改正後

改正前

(削除)

(税務代理用)

平成 年 月 日

殿

税務署長

税務署
電話番号

電子申告・納税等に係る利用者識別番号等の通知書

平成 年 月 日付で提出された電子申告・納税等開始（変更等）届出書に基づき、国税電子申告・納税システムを利用するために必要な利用者識別番号と暗証番号について、次のとおりお知らせします。

利用者識別番号 (16けた)				
暗証番号 (13けた)				

※ 国税電子申告・納税システムをご利用いただくためには、平成 年 月 日までにお知らせした暗証番号を変更し、納税用確認番号及び片仮名表記による氏名・名称を登録していただく必要があります。

また、国税電子申告・納税システムを利用して申告・納税等を行う際に使用する電子証明書は、ご利用になる前までに登録していただく必要があります（電子申告・納税等開始（変更等）届出書を提出された日から2年を過ぎますと登録ができなくなりますので早めの登録をお願いします。）。

(注) これらの期日までに、暗証番号の変更や電子証明書の登録が行われなかった場合、改めて電子申告・納税等開始（変更等）届出書を提出していただくことになりますので、ご注意ください。

お知らせした利用者識別番号と変更された暗証番号により、国税電子申告・納税システムを利用して依頼者の申告等を代理することができます。

- お知らせした利用者識別番号及び変更された暗証番号並びに納税用確認番号は、国税電子申告・納税システムを利用する際に必要なものですので、適切な管理をお願いします。
- 国税電子申告・納税システムの利用方法がわからない場合についてのお問い合わせは、「ヘルプデスク」をご利用ください。

電話番号 0570-015901（市内通話料金でご利用いただけます。）

◎ この文書による行政指導の責任者は、表記の税務署長です。

改正後

改正前

(削除)

(税務代理以外用)

平成 年 月 日

殿

税務署長

税務署
電話番号

電子申告・納税等に係る利用者識別番号等の通知書

平成 年 月 日付で提出された電子申告・納税等開始（変更等）届出書に基づき、国税電子申告・納税システムを利用するために必要な利用者識別番号と暗証番号について、次のとおりお知らせします。

利用者識別番号 (16けた)				
暗証番号 (13けた)				

※ 国税電子申告・納税システムをご利用いただくためには、平成 年 月 日までにお知らせした暗証番号を変更し、納税用確認番号及び片仮名表記による氏名・名称を登録していただく必要があります。

また、国税電子申告・納税システムを利用して申告・納税等を行う際に使用する電子証明書は、ご利用になる前までに登録していただく必要があります（電子申告・納税等開始（変更等）届出書を提出された日から2年を過ぎますと登録ができなくなりますので早めの登録をお願いします。）。

(注) これらの期日までに、暗証番号の変更や電子証明書の登録が行われなかった場合、改めて電子申告・納税等開始（変更等）届出書を提出していただくことになりますので、ご注意ください。

- お知らせした利用者識別番号及び変更された暗証番号並びに納税用確認番号は、国税電子申告・納税システムを利用する際に必要なものですので、適切な管理をお願いします。
- 国税電子申告・納税システムの利用方法がわからない場合についてのお問い合わせは、「ヘルプデスク」をご利用ください。

電話番号 0570-015901（市内通話料金でご利用いただけます。）

◎ この文書による行政指導の責任者は、表記の税務署長です。

(削除)

電子申告・納税等に係る利用者識別番号等の通知書

1 使用目的

「電子申告・納税等に係る利用者識別番号等の通知書」は国税電子申告・納税システムの申告・納税等手続の利用者に対する利用者識別番号及び暗証番号等の通知書として使用する。

2 主な出力項目の内容

項目	内容															
一連番号等	<p>発送元区分、補完区分、利用区分、一連番号、発送区分、局署番号及び整理番号を次の形式で左上部へ印字する。</p> <p>○○-○○○○○○-○-○○○○○-○○○○○○○</p> <p>→ 1けた目：発送元区分、2けた目：補完区分 → 1けた目：利用区分、2～6けた目：一連番号 → 局署番号 → 整理番号</p> <p>(注) 1 発送元区分・・・開始に係るものは「1」、変更等に係るものは「2」 2 補完区分・・・補完を要するものは「1」、要しないものは「2」 3 利用区分・・・申告・納税等の利用は「1」、特定納税専用の利用は「2」 4 一連番号・・・① 開始に係るもの 同一の補完区分及び利用区分内の通番 ② 変更等に係るもの 事務年度内の通番 5 発送区分・・・電子申告・納税等開始（変更等）届出書の届出内容に応じて以下のとおり印字する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発送区分</th> <th>届出内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0</td> <td>開始</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>暗証番号再発行</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>特定納税専用手続→申告・納税等手続</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>申告・納税等手続→特定納税専用手続</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>納税用確認番号再発行</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>電子証明書の更新等</td> </tr> </tbody> </table>		発送区分	届出内容	0	開始	1	暗証番号再発行	2	特定納税専用手続→申告・納税等手続	3	申告・納税等手続→特定納税専用手続	4	納税用確認番号再発行	9	電子証明書の更新等
発送区分	届出内容															
0	開始															
1	暗証番号再発行															
2	特定納税専用手続→申告・納税等手続															
3	申告・納税等手続→特定納税専用手続															
4	納税用確認番号再発行															
9	電子証明書の更新等															
カナ法人名	法人の名称をカタカナで印字する。															
納税地（連絡先）	法人の納税地（連絡先がある場合は連絡先）を漢字で印字する。	（注）補完表示を要する場合には、補完表示を要する項目は印字しない。														
法人名	法人の名称を漢字で印字する。															
代表者氏名	代表者の役職及び氏名を漢字で印字する。															
届出書提出年月日	電子申告・納税等開始（変更等）届出書の收受年月日を印字する。															
利用者識別番号	利用者識別番号を印字する。															
* 暗証番号	暗証番号を印字する。															
暗証番号有効期限	暗証番号の有効期限を印字する。															
税理士業務に関する告示	税理士法人に係るものについては以下の内容を印字する。 「お知らせした利用者識別番号と変更された暗証番号により、国税電子申告・納税システムを利用して依頼者の申告等を代理することができます。」															

(注) 項目名の左欄外に「*」を付しているものは、発送区分が「9」の場合には印字されない項目である。

改正後

改正前

(削除)

平成 年 月 日

殿

税務署長

税務署
電話番号

特定納税専用手続に係る利用者識別番号等の通知書

平成 年 月 日付で提出された電子申告・納税等開始（変更等）届出書に基づき、特定納税専用手続のための利用者識別番号（納付番号）を次のとおりお知らせします。

併せて、金融機関の提供する税金・各種料金の払込みサービス（ペイジー）を利用するために必要な納税用確認番号（確認番号）とペイジーにおいて表示される納税用カナ氏名（片仮名表記による氏名）を次のとおりお知らせします。

利用者識別番号（16けた）					
納税用確認番号（6けた）					
納税用カナ氏名					

なお、特定納税専用手続により納付できる税目は、法人税並びに消費税及び地方消費税のみに限られますので、ご注意ください。

- お知らせした利用者識別番号及び納税用確認番号は、特定納税専用手続により納税を行う際に必要なものであるため、適切な管理をお願いします。
- 特定納税専用手続の利用方法がわからない場合についてのお問い合わせは、「ヘルプデスク」をご利用ください。

電話番号 0570-015901（市内通話料金でご利用いただけます。）

◎ この文書による行政指導の責任者は、表記の税務署長です。

改正後

改正前

(削除)

特定納税専用手続に係る利用者識別番号等の通知書

1 使用目的

「特定納税専用手続に係る利用者識別番号等の通知書」は国税電子申告・納税システムの特定納税専用手続の利用者に対する利用者識別番号及び納税用確認番号等の通知書として使用する。

2 主な出力項目の内容

項目	内 容															
一連番号等	<p>発送元区分、補完区分、利用区分、一連番号、発送区分、局署番号及び整理番号を次の形式で左上部へ印字する。</p> <p>○○-○○○○○○-○-○○○○○-○○○○○○○</p> <p>→ 1けた目：発送元区分、2けた目：補完区分 → 1けた目：利用区分、2～6けた目：一連番号 → 局署番号 → 整理番号</p> <p>(注) 1 発送元区分・・・開始に係るものは「1」、変更等に係るものは「2」 2 補完区分・・・補完を要するものは「1」、要しないものは「2」 3 利用区分・・・申告・納税等の利用は「1」、特定納税専用は「2」 4 一連番号・・・① 開始に係るもの 同一の補完区分及び利用区分内の通番 ② 変更等に係るもの 事務年度内の通番 5 発送区分・・・電子申告・納税等開始（変更等）届出書の届出内容に応じて以下のとおり印字する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発送区分</th> <th>届 出 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0</td> <td>開始</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>暗証番号再発行</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>特定納税専用手続→申告・納税等手続</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>申告・納税等手続→特定納税専用手続</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>納税用確認番号再発行</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>電子証明書の更新等</td> </tr> </tbody> </table>		発送区分	届 出 内 容	0	開始	1	暗証番号再発行	2	特定納税専用手続→申告・納税等手続	3	申告・納税等手続→特定納税専用手続	4	納税用確認番号再発行	9	電子証明書の更新等
発送区分	届 出 内 容															
0	開始															
1	暗証番号再発行															
2	特定納税専用手続→申告・納税等手続															
3	申告・納税等手続→特定納税専用手続															
4	納税用確認番号再発行															
9	電子証明書の更新等															
カナ法人名	法人の名称をカタカナで印字する。															
納税地（連絡先）	法人の納税地（連絡先がある場合は連絡先）を漢字で印字する。	（注）補完表示を要する場合には、補完表示を要する項目は印字しない。														
法人名	法人の名称を漢字で印字する。															
代表者氏名	代表者の役職及び氏名を漢字で印字する。															
届出書提出年月日	電子申告・納税等開始（変更等）届出書の收受年月日を印字する。															
利用者識別番号	利用者識別番号を印字する。															
納税用確認番号	納税用確認番号を印字する。															
納税用カナ氏名	法人の名称をカタカナで印字する。															